

【令和元年第5回定例会 総務委員会委員長報告資料】

令和元年12月12日 総務委員長 野田 雅之

○「議案第167号 当せん金付証券発売の限度額について」

《主な質疑・答弁等》

* 本市における過去の宝くじの発売額について

平成30年度の本市における宝くじの発売額は約77億円であり、過去20年間では、平成17年度の約125億円が最高額である。

《意見》

* 本議案は、本市における宝くじの発売限度額を130億円に定めるものであるが、過去に約125億円の発売額の実績があるものの、昨年度の本市における宝くじの発売額は約77億円であることから、発売額に見合った限度額となるよう見直しについて検討してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第188号 令和元年度川崎市一般会計補正予算」

《主な質疑・答弁等》

* 市税等還付金の支払額が当初予算を上回る理由について

今年度は企業の業績悪化が見込まれ、法人市民税に係る還付金が当初予算を上回る見込みであるため、増額補正を行うものである。

* 過去に市税等還付金の支払額が当初予算を上回った際の決算状況等について

平成30年度の当該事業費の決算額は、約21億9,000万円であり、12月議会において補正予算を議決していただいている。また、平成25年度の決算額は約27億円であり、当該年度は9月議会及び12月議会において補正予算の議決をいただいた実績がある。

* 指定難病対策事業費の増額補正の内容について

当該事業は、指定難病の医療費の1割を市の公費で支出する事業であり、医療費が高額となる受給者の増加に伴い増額補正を行うものである。総額約5億4,000万円の補正の中で、特に潰瘍性大腸炎の医療費に係る給付が、通年で約1億4,000万円増加する。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「請願第4号 所得税法第56条廃止の意見書を国にあげることに係る請願」

《請願の要旨》

所得税法第56条を廃止するよう、国に意見書の提出を求めるもの。

《理事者の説明要旨》

所得税法第56条は、居住者と生計を一にする配偶者、その他の親族が、居住者の経営する事業から対価の支払を受けている場合、これを事業所得等の金額の必要

経費に算入しないとしており、この対価は支払を行った居住者の所得に含めることと規定している。

この規定が置かれた理由について、国会における政府答弁では、昭和24年のシャープ勧告において、所得税の課税単位を個人単位とすることと併せて、家族従業員を雇用することによる所得分配を抑制する措置を導入すべきという指摘があったことを受け、この制度を昭和25年の税制改正において導入したとされている。

同法第56条の例外規定については同法第57条に定められており、同条第1項で一定の帳簿等を備え、記帳を行うことで事業と家計との分離を明確にすることができることを条件としている青色申告者に限り、その事業者の事業に専従する家族に支払った給与を必要経費に算入することが認められている。

また、同条第3項には、青色申告者ではないいわゆる白色申告者の場合は、その生計を一にする配偶者、その他の親族で、白色申告者の経営する事業に専従する者がある場合に、その事業専従者が配偶者の場合は86万円、配偶者以外の場合は50万円を限度として、その白色申告者の所得の計算上必要経費とみなすことと規定されている。これは、労働日数等一定の外形的な基準の下に専従者を認定し、概算的に一定金額を必要経費とみなすこととするものであり、青色申告とは異なり、事業専従者に支払う給与の金額の実額を必要経費として認めるものではない。

我が国では、納税者自らが所得金額と税額を正しく計算して申告する制度を採用しており、損益計算書と貸借対照表を導き出せる簿記の方法により記帳し、それに基づき申告する納税者は、青色申告制度において税制面での特典が受けられることとされている。

青色申告を選択しない納税者については、従前は所得300万円を超える個人事業者に記帳義務が課されていたが、近年の情報技術の進展等により、それほど困難を伴わず記帳が可能となっていることなどを踏まえ、平成26年から不動産所得、事業所得又は山林所得を有する全ての個人事業者にも記帳義務が課されることとなったが、青色申告に比べると簡易な記帳水準となっている。

また、世界の主要国においては、個人事業者に対する記帳保存の義務付けに加え、義務違反に対する罰則等を定めた上で、家族従業員の働き分を必要経費として認められている。

なお、国連女子差別撤廃委員会から日本政府に対して、「所得税法が自営業者や農業者の配偶者や家族に対する報酬を事業経費として認めていないため、女性の経済的独立を妨げる影響があることを懸念する」との見解及び「家族経営における女性の労働を評価し、女性の経済的エンパワーメントを促すため、所得税法の見直しを検討することを要請する」との見解が示されたが、この国連女子差別撤廃委員会の見解に対して、政府は平成28年3月の国会において、所得税法第56条は性別を問わず適用されるものであり、女性の経済的な自立を損なうものではないとした上で、同条の見直しについては、引き続き丁寧に検討していきたいと答弁しているところである。

《主な質疑・答弁等》

*** 白色申告者の配偶者及びその他親族の事業専従者控除額を時給換算した場合の金**

額が安価であることに対する認識について

白色申告に係る事業専従者控除額は、給与の実額の経費算入を認めていないところであるが、本年3月28日の参議院財政金融委員会において国税庁長官が、実際の給与の支払の有無にかかわらず、概算的な定額の控除を認めて配慮を行うと説明したことを認識している。

* 家族従業員の労働の対価が認められないことに対する不利益な取扱いの有無について

本制度による不利益な取扱い等が行われたかどうかについては、市として把握しているものはない。

* 戦後の税制改正時において変更された課税単位について

昭和24年のシャープ勧告において、所得税の課税単位を個人単位とするよう指摘があったことから、翌年の税制改正において、世帯単位課税から個人単位課税に移行したものである。

* 戦後の税制改正時に所得税法第56条の規定を残した理由について

所得税法第56条の趣旨としては、個人事業は家族全体の協力の下で成り立つものが多く、個々の対価を支払う慣行があるとはいえないため、家計と事業から生じる所得を切り離して考えること自体に無理があり、個人財産の使用に対する対価を一般に必要な経費と認めることとすると、家族間の取り決めによる恣意的な所得分割を許すこととなり、税負担の不公平をもたらすことになるおそれがあること。また、その対価の金額も恣意的に決められることが多く、客観的かつ合理的な対価の額を算出することが実務上困難であることなどを根拠として設けられた規定であることから、改正時に第56条の規定が残ったものと思われる。

* 白色申告制度を利用した場合に恣意的な所得分配が生じるとする理由について

所得税法第57条における経費算入の特例に係る規定において、青色申告者は、帳簿等により家計と事業の分離や給与支払の実態を確認することができることから、家族従業員への給与の実額による経費算入を認めている。これに対し、白色申告者については、資産、ストックの状況までの記帳が求められておらず、青色申告書と同様の確認を行うことが困難であることが恣意的な所得分配が生じるとされる理由と考えられる。

* 平成23年度の税制改正における記帳義務化に伴う検討内容について

平成23年度の税制改正においては、それまで所得が300万円を超える白色申告者のみに課されていた記帳義務及び記録保存義務について、所得が300万円以下の白色申告者についても新たに義務を課す改正が行われ、平成26年1月から施行されているものである。なお、平成23年度の政府税制改正大綱においては、白色申告者に記帳が義務化されることに伴い、「必要経費を概算で控除する租税特別措置をどのように考えるか」、「正しい記帳を行わない者の必要経費についてどのように考えるか」、「白色申告者の記帳水準が向上した場合における現行の専従者控除について、その専従の実態等を勘案し、どのような見直しが可能か」の3点が検討事項として記載されている。

*** 国における第4次男女共同参画基本計画における検討内容について**

本計画は、平成27年12月に閣議決定されており、その中で、「商工業等の自営業における家族従業者の実態を踏まえ、女性が家族従業者として果たしている役割が適切に評価されるよう、税制等の各種制度の在り方を検討する」との見解が示されている。

*** 申告方法によって税制上の取扱いに差異を設けることの正当性について**

申告方法として青色申告と白色申告のどちらを選択するのは納税者の判断であり、青色申告が認められるかどうかについても、所得税法等の規定に基づき、適法に帳簿や書類の作成及び保存がされているかどうかによって税務署等の行政機関において判断がなされるなど、適切に運用が行われており、正当性は担保されているものと思われる。

*** 所得税法第56条及び第57条の規定等の比較について**

所得税法第56条は、事業から対価を受ける親族がある場合の必要経費については、居住者の所得の金額の計算上、算入しないことを定めたものである。これに対し第57条は、第56条の特例を定めるものであり、第1項では、青色事業専従者における必要経費の規定が、また、第3項では、白色事業専従者における必要経費の規定がそれぞれ定められている。

*** 本市における白色及び青色申告者数について**

令和元年度の市民税、県民税の当初課税において、青色申告者は約7万3,000人、白色申告者は約2万6,000人、合計で約9万9,000人であり、事業所得等申告者の7割を超える方が青色申告を選択している状況である。

*** 本市内の法人の中で個人事業主の占める割合について**

本年度の課税状況に基づく申告者は約9万9,000人であり、平成30年度の法人市民税の納税者数は、均等割が課されている法人数が約3万5,700社である。したがって、課税ベースでは、市内で事業を営んでいる法人、個人事業主を含めた約13万強のうちの約10万弱が個人事業主という割合となる。

*** 納税者が白色申告制度を利用している理由について**

個々の納税者の事情によるため、市が理由について判断するのは困難である。

*** 台風被害等がある中で、小規模事業者の税負担を軽減することが中小企業活性化条例の趣旨に合致するとの考え方について**

中小企業活性化条例における本市の役割としては、国、関係地方公共団体、中小企業者及び関係団体等との緊密な連携を図り、中小企業の活性化に関する施策を効果的に実施するとされており、中小企業の活性化に向けた本市の取組は大変重要であると考えている。

また、税制面は、中小企業に対しては、法人税率の軽減、生産設備等導入計画の策定等を条件とした固定資産税の軽減など、制度上様々な優遇政策が講じられているところである。そういう意味では、既に税制上の一定の配慮がなされていると認識しており、税制度においては、税法の定めるところにより公平性が確保されることが大変重要なことであると認識している。

*** 所得税法第56条に関する裁判として知られている宮岡事件の内容について**

同事件の内容については、把握していない。

* 所得税法第56条に関する日本弁護士連合会及び税理士会連合会等の見解について

所得税法第56条に関する日本弁護士連合会及び税理士会連合会等による声明については、把握していない。

《意見》

* 本請願は所得税法に関するものであり、市の業務とは直接の関係はないが、地方税の算出においては所得税は大きな役割を果たしていることから、審査の際に理事者は、想定される質問について事前に調べておいてほしい。

《取り扱い》

- ・ 所得税法第56条は明治時代の家父長制度の残した遺物であり、差別や偏見に基づく制度であると考えられる。また、本年は消費税増税と台風被害で多くの小規模事業者が廃業の危機に陥っている現状の中で、第56条は、地域経済を支える商店や家族経営を危機にさらし、地域経済の振興を妨げるものとなりかねないと考えられる。さらに、第56条を廃止すべきという意見書は、全国の516自治体で上がっているだけでなく、国でも参議院の財政金融委員会において、主税局長も財務大臣もそろって見直しを検討していくという姿勢を示していることから、第56条は廃止すべきと考えるため、本請願は採択すべきである。
- ・ 親族への対価の支払を必要経費に算入することを認めると税負担の不均衡をもたらすおそれがあるという趣旨の最高裁判例が出ているため、本請願は不採択とすべきである。
- ・ 所得税法第56条に関することは、国において議論、検討されるべきと考えるため、不採択とすべきである。
- ・ 本市では、個人事業主として事業を営んでいる割合が高く、法人並の税法上の取扱いが必要であると考えられるため、第56条の見直しが必要な時期に来ているが、所得税法全体の在り方を含めて議論すべきであり、現段階では直ちに本条の廃止に賛同できず、継続審査とすることも考えたが、本請願が意見書の提出を求める内容であるため、意見書の提出が難しいことを考えると不採択とすべきである。

《審査結果》

賛成少数不採択